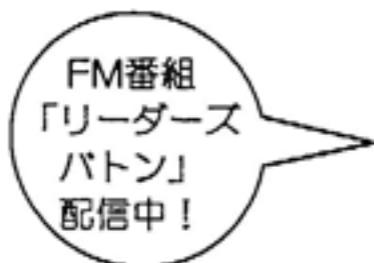


編集発行人

所長税理士 中島 由雅

税理士	平田	保
税理士	中村	和夫
税理士	江村	一郎
税理士	小嶋	正幸
税理士	工藤	重孝
税理士	武藤	賢一
税理士	伊藤	政則
税理士	篠原	恒夫
税理士	平澤	悟
医療担当	高山	慶一
医療担当	加藤	登
金融担当	岡	伸夫
金融担当	穂積	一秀
金融担当	小澤	善昭
金融担当	片平	啓二
金融担当	岩切	陽一郎
総務担当	重信	浩一
中小企業診断士	平林	領
中小企業診断士	飯田	順
顧問公認会計士	古屋	卓己
顧問税理士	三浦	賢二
顧問金融担当	斎藤	健
顧問農学博士	中島	宏

- 2月3日から3月17日まで
 - 1 前年分贈与税の申告
 - 2月10日
 - 2 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
 - 2月17日から3月17日まで
 - 3 前年分所得税の確定申告
 - 2月28日
 - 4 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
 - 5 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 6 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 7 6月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
 - 8 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
 - 9 消費税の年税額が4800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2か月分)〈消費税・地方消費税〉
 - 2月中において市町村の条例で定める日
 - 10 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付



YouTube



Facebook



Instagram

各情報
発信中！

「室内外の寒暖差も含め、体温管理
が大変な時期ひでのご気をつけください。
去る一月23日に浦和西警察署署協議
会に参加いた際、議題にあがつて
高齢者の交通事故防止対策につて
お伝えしたいと思ひます。
令和1年埼玉県交通事故発生状況で
すが人身事故件数は一万5,796件
でうち死傷者は13件と少いました。
物損事故件数は15万8,421件とな
りました。全国で見ると死者数は第
5位とやういふもの。
高齢者(60歳以上)埼玉県交通事故発生件数を
みると令和1年死傷者数27名(全年齢
率46%)負傷者数2,800人(全体比
率15%)となつています。高齢者以外の
死傷者数のうち死者割合が0.9%に対し
高齢者は8.8%と高齢者以外と比べると
死亡する割合が約4.5倍となつてゐます。
十四歳未満の自動車事故発生件数をみて
みると、浦和西警察署署の調べではすが
安全不確認等法令違反による事故
が高齢者数33%(全年齢でも77%)と多く
てあります。発生場所は歩道が73.6%で
多くは車との接触事故となつてゐます。
高齢者の事故防止のため、対応の方針
を運転全教官を体操等も交えて案
して取りくみやすい活動を行つています。
学校の校庭を利用して自転車教習を行
い、高齢者用軽車免許も発行しています。
この色模々せ場所でキャンペーンとして出
たり歩道・歩行を行つてもらひます。
高齢者の安全・安心を心配族や地域団体
等からの見守りの環境作りが大切と思ひました。
(中略)

中央税務会計ニュース



事務所 〒338-0012

埼玉県さいたま市中央区大戸6丁目30番1号
TEL 048-855-4466(代表)
FAX 048-855-2288

【令和6年分】所得税及び復興特別所得税の確定申告

▼2月17日(月)～3月17日(月)▲

令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の時期となりました。相談及び申告書の受付は、令和7年2月17日から同年3月17日までとなっています。

必要書類等のご用意はお早めに――。

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

課税される所得の種類は、事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、時所得、山林所得、退職所得に分類されます。

年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額及び定額減税額を差し引きます。

課税される所得額から、配当控除額、年利子控除額から、配当控除額、年利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、時所得、山林所得、退職所得に分類されます。

ここでは、給与所得がある人で確定申告が必要な場合についてふれてみました。

給与所得者は、通常「年末調整」により所得税及び復興特別所得税が精算されるため申告は不要ですが、次の計算において残額があり、さらに①～⑥のいずれかに該当する場合には確定申告が必要です。

各種の所得の合計額から、所得控除を差し引いて、課税される所得額を求めます。

③ 給与を2か所以上から受けている、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかつた給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える

④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取った

⑤ 給与について、災害減免法により源泉徴収税額の微収猶予や還付を受けた

⑥ 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで、給与の支払を受ける際

① 給与の収入金額が2000万円を超える
② 給与を1か所から受けている、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える

【令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつ廃止について】これまでには、確定申告書と確定申告書の控えを税務署に提出(送付)した場合には、收受日付印が押された控えを返却してもらっていました。

●「自爆営業」の事例●

【コンビニ】
売れ残った恵方巻きやケーキの購入
【飲食店】
注文ミスや作り間違えた料理の購入
【アパレルショップ】
制服として最新服を自腹で購入
【郵便局】
年賀はがきの買い取り
【ドラッグストア】
販売ノルマ未達成時の買い取り

ノルマ達成のため自社製品の買い取りを強要するなど、いわゆる「自爆営業」について、厚生労働省は、労働施策総合推進法に基づく指針にパワーハラに該当する旨を明記し、企業側への対策を求めていました。「自爆営業」は、法律上の位置づけや判断基準が明確でなかったことから、「パワーハラ防止法」により規制されることになりました。

「自爆営業」とは、従業員が売上目標やノルマを達成するために、自社商品やサービスを自費で購入する行為です。

■自爆営業の事例■

内閣府が発表した資料では、例えば、以下のようないふたつの事例があげられています。

・年賀はがきの販売目標を達成するため、未達成分を郵便局員が自費で購入

・クリスマスケーキの販売目標を達成するため、売れ残ったケーキを店員が自費で購入した
・アパレルショップの店員が制服として自社商品を購入させられた
・農協の職員が共済契約を自ら契約し、その家族にも共済契約を締結
・新入社員が半ば強制的に自社の車購入を迫られ、長期間のローンを高金利で組まれた
この他にも、多数の事例が紹介さ



「自爆営業」はパワーハラ 自社製品の購入を強制 ——厚労省がガイドラインに明記

れていますが、自社商品を買うか会社を辞めるかを会社から迫られたケース、ノルマ未達成時に給与が減額されたケースなども記載されています。

上記のようなケースは、ノルマを達成するために仕方なく、あるいは会社から指示されて半ば強制的に行われています。会社が使用者としての立場を利用し、従業員に不要な商品などの購入を強要していることから、今後、こうした行為は、不法行為として認定される可能性が高いとされています。

また、自爆営業を誘発するような販売目標の設定や上司の指示は、パワーハラに該当する可能性が高いと考えられます。

■ガイドラインを改正■

これまで自爆営業を直接規制する法律はなく、自爆営業の法律上の位置づけや違法性の判断基準等も明確ではありませんでした。

厚生労働省は「自爆営業」を強要することは、労働者の生活に直接的な経済的負担をもたらし、精神的なプレッシャーを生むため、「自爆営業は不法行為である」と明確にするため、労働政策総合推進法（パワーハラ防止法）に基づく指針（ガイドラ

イン）を改正し、自爆営業がパワーハラに該当する旨を明記しました。

■企業の対応■

自爆営業をはじめとするパワーハラの問題は、特定の業界に限らず幅広い分野でみられます。特に、販売業やサービス業などでは、売上目標やノルマが労働者に大きな負担を強いている実態が報告されています。

また、企業によっては、自爆営業が慣例となり、違法とも思わず常態化しているケースもあるとみられます。

自爆営業は、将来的に従業員による損害賠償請求や行政指導など、企業経営に大きなリスクをもたらすことがあります。

過大な販売目標やノルマは、社員に心理的・経済的な負担を強いる原因となります。現実的基準に基づいた販売目標を設定したり、自爆営業に関する具体的な禁止条項を就業規則に明記するなどの対策に取り組むことが重要といえます。

自爆営業は、短期的な成果をもたらすかもしれませんのが、長期的には優秀な人材の離職や企業の信用低下につながるリスクがあります。厚生労働省の指針改正を受け、適切な対応を講じる必要があります。



■令和7年度税制改正大綱■ 「103万円の壁」を見直し 法人税率の軽減措置を延長

政府は、「令和7年度（2025年度）税制改正大綱」を閣議決定しました。今号では、大綱の中から注目される「年収103万円の壁」の見直しと中小企業に関する主な項目について紹介します。なお大綱は、今後、国會議論等の中で内容が修正される可能性がありますので、ご留意ください。

●令和7年度税制改正大綱の主なポイント●

給与所得控除	下限55万円	→	下限65万円
基礎控除	所得税48万円 住民税43万円	→	58万円 43万円（据え置き）
扶養控除	19~22歳の63万円（所得税）控除 ・対象者の年収は103万円以下	→	年収150万円以下

（※所得税の変更は令和7年分から、住民税は令和8年度分から）

■中小企業関連の主な項目■

- ・中小企業の法人税率の軽減措置を2年延長
- ・事業承継税制の役員就任要件を見直し
- ・企業版ふるさと納税は3年延長

■「103万円の壁」の見直し■

【所得税】

所得税が課される年収の最低ラインである「103万円の壁」の見直しについては、123万円への引き上げが明記されました。令和7年分の所得から適用となります。

基礎控除を48万円から58万円、給与所得控除の最低額を55万円から65万円へ引き上げ、合計「123万円」となります。

【住民税】

住民税は令和8年度分から、「給与所得控除」の最低保障額（55万円）を10万円引き上げます。住民税の「基礎控除（43万円）」は据え置きます。特定扶養控除の要件引き上げ■大学生などを扶養する世帯の税負担を軽減する「特定扶養控除」の年

収要件も見直し、新たに「特定親族特別控除」を導入します。

これまで子の年収が103万円

を超えると親が63万円の控除を受けられなくなつていましたが、子の年収の上限を150万円に引き上げ、それまでは控除が受けられるようになります。

123万円を超えた後は、「特定親族特別控除」となり、150万円

を超えた後も、控除額を段階的に減らす仕組みを導入し、収入が増えたにも関わらず世帯としての手取りが減ることはないようになります。

■中小企業関連■

△中小企業の法人税の軽減税率を2年延長▽

法人税の税率は、原則として23.2%です。ただし、中小企業は、令和7年（2025年）3月31日まで

の間に開始する各事業年度分の年800万円以下の所得金額の部分については、税率が15%に軽減されました。今回、この特例措置を2年間延長し、次の見直しを行うこととなりました。

◇所得金額が年10億円を超える事業年度について、年800万円以下の金額に適用される税率を17%に引き上げる。

◇適用対象法人の範囲から通算法人

を除外する。

△中小企業経営強化税制の延長と拡充▽

令和7年（2025年）3月31日に適用期限を迎えることとなつていた中小企業経営強化税制の期限を2年延長。また、売上高100億円超を目指す成長意欲の高い中小企業が行う特定経営力向上設備に「建物」を追加したうえで、賃上げ率に応じて控除を上乗せします。

△事業承継、役員就任要件を緩和△相続税・贈与税の負担を軽減する事業承継税制は、特別措置を適用する際の後継者に関する要件を緩和します。後継者に経営などの経験があれば、役員の就任時期に関係なく特例の対象となるよう変更します。

△企業版ふるさと納税 特別措置を3年延長▽

企業版ふるさと納税制度は、地方創生につながる自治体の取組に企業が寄付をした場合、寄付額の最大3割にあたる金額が法人住民税や法人事業税などから控除される制度です。令和2年度からは地方への資金の流れを促すため、5年間の時限措置として「税額控除」できる金額を交付額の3割から6割に拡大する特例措置を設けていました。今回、この特例措置を3年延長します。